



NPO法人 芭蕉の散歩道「ふれあいパトロール隊」会員・隊員
安全協会大田原市部理事 // 大田原市議会文教常任委員会委員
NPO法人とちぎボランティアネットワーク会員
栃木県地方議会女性議員連盟会員

いんなみのりこの 小さな 声と共に

ごあいさつ

これまでに経験したことのない、酷暑であったこの夏。毎日各種メディアで猛暑に関する報道がなされました。

それでも気がつくと、朝夕めっきりと涼しくなり、過ぎ行く夏を見送り秋の訪れを感じる今日この頃となりました。

夏の疲れが出る頃ですので、お身体には充分にお気をつけ下さい。

さて去る6月定例会では、政策課題に迅速かつ積極的に対応するために、副市長二人制が復活し、また条例案件では、大田原市企業誘致条例の一部が改正されて、ホテル等立地奨励金が新設され、宿泊施設の市内誘致を促進していくことになりました。

次の9月議会においても、市政が市民の為に行われているか、しっかりとチェックし、提言して参ります。

いんなみ のりこは市議として活動して、間もなくまる三年を迎えます。

この三年間みなさまのお声を道しるべに働く事が出来ました。本当にありがとうございます。

まだまだ市民目線の市政にして行くためにやるべき事が山積しています。

来年は市議会改選選挙が行われます。

私、いんなみ のりこは、次期議会でも「小さな声を市政へ」届け市民の皆様と共に歩み続けて行く所存でございます。

今後とも更なるご指導ご鞭撻、ご支援の程よろしくお願い致します。

平成30年 8月吉日
大田原市議会議員
いんなみのりこ



いんなみのりこ 活動記録 (2018年6月～2018年8月)

2018年6月

- 1日 やまのてこども食堂調理ボランティア
8日 やまのてこども食堂調理ボランティア
11日～21日(11日間)
平成30年第2回大田原市議会定例会
11日 平成30年第2回市議会
定例会招集(本会議)
13日 本会議(一般質問)
14日 本会議(一般質問) いんなみのりこ 登壇
15日 本会議(一般質問)
やまのてこども食堂調理ボランティア
16日 第4回 ゲタ箱展オープニングセレモニー来賓
17日 消防団操法大会来賓
19日 文教常任委員会
ファシリテーション研究所会 月例会
21日 本会議(議決)、全員協議会
22日 やまのてこども食堂調理ボランティア
23日 地域おこし協力隊
芹江さんジムオープン式 参加
24日 いんなみのりこ座談会 ゆる～く笑笑話
26日～29日
第3回議会報告会
29日 防犯パトロール巡回
インターネットラジオ「夜ふかしノート」出演
30日 大田原市青少年健全育成市民大会参加

2018年7月

- 2日 所属会派「一誠会」会合
6日 やまのてこども食堂調理ボランティア
10日 ファシリテーション研究会 月例会
13日 議会全員協議会
やまのてこども食堂調理ボランティア
17日 交通安全協会大田原支部役員会
20日 防犯パトロール巡回
やまのてこども食堂調理ボランティア
22日 第6回 おはなし会「ゆる～く笑笑話」開催
27日 やまのてこども食堂調理ボランティア
インターネットラジオ「夜ふかしノート」出演
28日 高齢者介護施設「こころ」夏まつり
お囃子演奏 参加

2018年8月

- 3日 おおたわら与一まつり
オープニングセレモニー来賓
与一音頭流し踊り参加
4日 おおたわら与一まつり参加
7日 国会視察
(国土交通省・農水省・法務省・迎賓館)
10日 8月議会全員協議会
やまのてこども食堂調理ボランティア
15日 くろばね夏まつり来賓
16日 佐久山花火大会
「那須野芸人まつり」お囃子演奏
17日 やまのてこども食堂調理ボランティア
19日 荒町観音堂夏季大祭 & お祭り広場
お囃子演奏
20日 9月議会 一般質問通告
21日 ファシリテーション研究会 月例会
22日 一般質問ヒアリング
24日 やまのてこども食堂調理ボランティア
25日 いんなみのりこ第11回
市政活動報告会 開催
26日 第7回 おはなし会「ゆる～く笑笑話」開催
27日 臨時議会全員協議会
31日 やまのてこども食堂調理ボランティア
インターネットラジオ「夜ふかしノート」出演



ハラスメントのない互いに尊重し合う大田原市を目指すための本市のハラスメント防止対策について

◇ 印南典子 議員 ◇

大きな1番、1、ハラスメントのない互いに尊重し合う大田原市を目指すための本市のハラスメント防止対策について。

ハラスメントという言葉を目にしたことのない方はほとんどおられないのではないかと思います。ではハラスメントの意味とはどのようなものでしょうか。ご存じのとおりハラスメントとはいじめや嫌がらせ、相手を悩ませることなどを意味する英語です。では、嫌がらせというのはどういう行為かという、特定、不特定多数を問わず相手に対し意図的に不愉快にさせることや実質的な損害を与えることなど強く嫌がられること、道徳、モラルのない行為の一般的総称とあります。ここ最近新聞報道などでよく耳にするセクシュアルハラスメント、セクハラ、パワーハラスメント、パワハラなどは、主に職場でおき、そのほか主に家庭内で起こるモラルハラスメント、モラハラ、家事ハラスメント、家事ハラ、シルバーハラスメント、シルハラ、地域の懇親会やイベントなどで起きやすいアルコールハラスメント、アルハラなど認識されているだけでも35種類以上あり、また起こる場所としては、職場、家庭、学校、地域コミュニティとあらゆる人々の居場所で起きていると言えます。

そして、ハラスメントが人々に与える悪影響とはどういうことでしょうか。その一つの答えとして、厚生労働省が平成29年に出している「パワーハラスメント対策導入マニュアル～予防から事後対応までサポートガイド～」に書かれています。大変重要な見解なので、ここで読ませていただきます。「職場のパワーハラスメントが与える影響は深刻です。職場は私たちが人生の中で多くの時間を過ごす場所であり、さまざまな人間関係を結ぶ場でもあります。そのような場所でパワーハラスメントを受けることにより、人格や尊厳を傷つけられたり、仕事への意欲、自信をなくしたり、こうしたことが心の健康の悪化につながり、場合によっては休

職や退職に追い込まれたり、さらには生きる希望を失うことさえあるのです。パワーハラスメントは受ける人だけの問題ではありません。周囲の人たちがそうした事実を知ることによって、仕事への意欲が低下し、職場全体の生産性にも悪影響を及ぼす可能性があります。また、ハラスメントを行った人も社内での信用を失い、懲戒処分や訴訟リスクを抱えるなど自分の居場所を失う結果を招いてしまうかもしれません。企業にとっても業績悪化や貴重な人材の損失にもつながり、企業がハラスメントに加担していなくても、問題を放置した場合、裁判等で使用者責任を問われることもあります。」とあります。私はここに提示されていることは職場だけの問題ではなく、市民のあらゆる居場所で起こるあらゆるハラスメントに共通していることが多く存在すると思います。そして、これは企業の損失にのみとどまるだけでなく、大田原市の損失に直結する問題だとも思うのです。なぜならば、人口減少により働き手が不足し、納税者が減ることに拍車をかけることにもなりかねないからです。

厚生労働省の調べでは、平成28年度にパワーハラスメントを受けたと回答した者は調査対象者の32.5%であり、今後も増加するであろうとの見解を述べています。大きな社会問題であるとも言っております。また、代々木病院の精神科医は新患患者の約8割がハラスメントにより精神疾患を発症した患者であるとも言っておりました。以上のことからハラスメントは一企業や一個人の問題ではなく、社会や地域全体で防止対策を講じ、なくしていかなければいけない大きな社会問題だと考えます。

質問事項（1）、本市のハラスメント防止対策の現状と課題について伺います。

5月15日の下野新聞に掲載された記事ですが、「国連の労働機関（ILO）は、職場での暴力やハラスメントをなくすための新たな国際基準を話し合

う来年の総会で採択を目指す。ILOは、ハラスメントを世界共通の深刻な差別として捉えた議論をまとめ、加盟国に適切な措置を呼びかけてきた」とありました。また、野田総務大臣は、女性記者、メディアの経営幹部、関係省庁の担当者など15人とセクハラ問題について会合を持ち、5月29日にテレビを通して、セクハラの実態については、凄惨な例が多いと語り、今国会中に対策をまとめると考えを示しました。このように今後ハラスメント防止対策はより具体的な取り組みを世界でも、国でも講じようと動き出しています。大田原市においても、今後さらなる具体的な防止策を講じる必要があるのではないのでしょうか。厚労省の職場のハラスメント対策ハンドブックにあるハラスメント対策の7つの取り組みには予防するために1、トップのメッセージ。トップがハラスメントを職場からなくすべきであることを明確に示す。2、ルールを決める。予防解決についての方針やガイドラインを作成する。3、実態を把握する。アンケートなどを実施する。4、教育する。研修を実施する。5、周知する。方針や取り組みを周知、啓発する。解決するために、6、相談や解決の場を設置する。責任者を決め、相談窓口を設置。7、再発防止の取り組み。研修を行うとあります。

これなどは市全体で取り組むハラスメント防止策にそのまま応用できるのではないかと考えています。トップのメッセージで市長が大田原市から全てのハラスメントをなくすことを明確にお示しいただき、アンケートや市民とのハラスメント防止円卓会議などを開催し、実態を調査し、ハラスメント予防、解決の方針やガイドラインをつくり、また市の担当職員を中心にハラスメントについて研修を行う。市民には広報やホームページ、ポスターなどで周知、啓発に努める。そして、責任者を決めて相談体制を強化する。ほかにも対策はあるとは思いますが、本市としての考えを伺います。

質問事項（2）、今後ハラスメント防止対策をどのように進めていくかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

◆ 櫻岡賢治 総合政策部長 ◆

2番、印南典子議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項の1、本市のハラスメント防止対策についてのうち、（1）、本市の現状と課題についてお

答えいたします。

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどさまざまなハラスメントがございますが、全てに共通して言えることはあらゆるハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけるものであり、社会に許されない行為であると認識しております。本市では男女が年齢などにかかわらず、一人一人個人として尊重され、誰もが平等に活躍できる社会の実現を目指して、宇都宮地方法務局や栃木県と連携を図りながら人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が中心となって、地域における人権相談窓口の開設や、市内小中学校においては人権の花運動や人権教室の実施、そして人権週間等における街頭啓発活動を行っております。また、男女共同参画社会の実現に向け、平成16年に大田原市男女共同参画を推進する条例を制定し、この理念を踏まえ平成19年に大田原男女共同参画プランを策定し、講座や講演会等による啓発活動を行ってまいりました。しかしながら、社会の現状は物質的な豊かさや多様化する価値観の中で社会的弱者である子供や高齢者に対するいじめや虐待が後を絶たず、企業においてもパワーハラスメントによる人権侵害、高度情報化社会の進展に起因するインターネット等による誹謗中傷、プライバシーの侵害等の人権問題が生じております。ハラスメントは形として見えないものであり、当事者間の信頼関係が良好であれば起きにくいものでありますことから、引き続き市民の皆様や企業等の事業者の皆様に対してハラスメントに関心を持っていただくとともに人権意識を身につけていただくための方策を行っていく必要があると考えております。

次に、（2）、今後ハラスメント防止対策をどのように進めていくかについてお答えいたします。

ハラスメントを防止していく上で重要なことは行政だけではなく、社会全体で取り組むといった合意形成を図ることが重要であると考えております。こうしたことからハラスメントを防止するには全ての市民が協力して取り組むべきものであるという認識に立って、学校や職場、地域社会において人権教育や啓発活動を推進するとともに被害を受けた方々に対する相談窓口等の周知を図り、人権尊重のまちづくりを推進してまいります。

私からは以上でございます。

◇ 印南典子 議員 ◇

ただいまのご答弁で本市がハラスメント防止に対していろいろな積極的な活動をしてくださっていることがよくわかりました。また、社会全体でハラスメントを防止するには社会全体で合意形成をしていく必要がある、相談窓口などの体制を強化していただくということで大変ありがたく思っております。

それでは、**再質問いたします**。先ほどの厚労省のハラスメント対策マニュアルやハンドブックにはハラスメント防止策を講じる上で最も重要なことは、トップがハラスメントをなくす取り組みを行うという明確な意思表示を行うことだと思います。津久井市長は、3期目のご就任の挨拶の中で「市民の生活のさらなる向上、安定、誰もが夢を実現できる人材づくり、ワークライフバランスを保ちながら生産性を上げ、可処分所得の高い豊かなまち、そして市民の幸せ感の向上」と言われています。私も全くそのとおり実現したいことばかりだと僭越ながら大変共感させていただいておる次第でございます。しかし、これらの目標を実現していくためには市民同士がお互いに尊重し合う心を醸成し、環境を整えていかなければならないのではないのでしょうか。そのためには市民が心をつにし、ハラスメントをなくしていくトップのメッセージが重要だと考えております。

ハラスメントゼロ都市宣言についての考えをお伺いいたします。

市がハラスメントをなくす宣言をすることによって、今ハラスメントの苦しんでいる多くの市民の心の支えになり、また周囲の人たちが支援をしやすくなるのではないのでしょうか。子供たちにいじめは決してしてはならないと胸を張って言える大人社会にしていかなければならないと思います。私の調べた範囲では、間違っているかもしれませんが、ハラスメントゼロ都市宣言をしている都市は全国でまだ存在しないと思います。全国の数ある県、市、町の中で本市が一早くハラスメント防止対策に取り組んでいる姿勢を示すことは、本市の市民にとって必要かつ有効と考えますが、お考えを伺います。

◆ 櫻岡賢治 総合政策部長 ◆

お答えします。

ハラスメントは、いろいろな場面で嫌がらせ、いじめを指しまして、その種類はさまざまございまして、先

ほどもお答えしましたが、社会的に許されるものではないということでございます。厚生労働省の調査によりますと、都道府県労働局に寄せられるハラスメントの相談件数というのはセクシュアルハラスメントが一番多いと、その次に婚姻、妊娠、出産等の理由による不当な取り扱い、そういったものが多くなっているということでございます。男女機会均等法においては性的な言動により労働者の就業環境を害することがないように防止策を講じることを事業主に義務づけております。また、妊娠、出産、育児休業、介護休業等については育児介護休業法において上司、あるいは同僚から育児介護休業等に関する言動によりまして、育児介護休業等の就業環境を害することがないように防止策を講ずることを法律的に事業主に対して義務づけております。このようなことから、一番、第一義的には職場においてハラスメントが法律적으로는、法律上も事業主に、そういった措置を講ずるということを義務づけているわけですから、第一義的にはやっぱり企業の皆様、事業主の皆様が対策を講じていただくということが一番なのだというふうに考えております。

一番最初の答弁にもお話ししましたように本市としては、これからも同様にハラスメントを____するまでもなく今後ともハラスメントのない社会に向けて対応していきたいというふうに考えておりますので、ただそういった企業が対策を練ったとしてもいろいろな問題が生じるかと思っておりますので、市としてはそういった被害に遭われた方からの相談があった場合には市の無料法律相談とか、あるいは県、あるいは国の法務局の人権相談、そういったところにご案内を差し上げまして、必要な援助をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◇ 印南典子 議員 ◇

一義的には企業とハラスメント防止に努めるということで、市がハラスメントゼロ都市宣言をすることには至らないようなのですけれども、私はもう一つお願いしたいのは、市民とのつくるハラスメント防止円卓会議のようなものを実行して、**市民が一体職場や家庭や地域の中でどのようなハラスメントに苦しんでいるかなどの生の声をぜひ聞いていただくような場、会議、円卓会議などを設けていただきたいと思いたすが、その点についてお伺いいたします。**

◆ 櫻岡賢治 総合政策部長 ◆

お答えします。

今現在も市のほうでは男女共同参画プランということで、そのような取り組みといますか、実際いろんなハラスメントがあった場合には、先ほども言いましたように一義的には企業が対応するのが望ましいのではないと、それに言ってもなかなかそれが相談に言いづらいというようなときに対して、市のほうとしてはその相談の窓口は設置しておくというような考え方でおりますので、またその男女共同参画プランの中でも啓発活動なども行っておりますので、特別なそういったことを対応、つらくなくてもそれなりの対応をしていけるものというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

◇ 印南典子 議員 ◇

特別なそういった会議を持たなくても男女共同参画の中で行われているというご答弁、確かにそのとおりだと思いますが、男女共同参画が定められたころはハラスメントというと、先ほどおっしゃられたようなセクハラ、セクシュアルハラスメントであるとか、パワハラというものしか認識されていなかった時代だと思ひます。今現在は先ほど私が申し上げたように35種類以上のあらゆるハラスメントが、あらゆる市民の居場所で起きています。さらに一歩踏み込んだ対策を立てていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

ちょっと寄り道
digression

ベランダで楽しむ旬の野菜
プランター菜園



スクスク育つお野菜達



猛暑や台風等にも負けず
順調に生育してくれています♪



ナスとキュウリは
毎日ぬか漬けに



このぬか床を使っています

お世話の時間帯を
登下校時間に
合わせれば、
「ながら見守り活動」
にも繋がります♪

子供から高齢者まで全ての市民が互いに見守り合う意識の醸成と協働について

◇ 印南典子 議員 ◇

大きな2番、2、子供から高齢者まで全ての市民が互いに見守り合う意識の醸成と協働について。

ご質問は、前回の小池さんの質問と少しかぶるところがありますが、どうぞご了承してください。

5月に新潟県で起きた小学女子児童の痛ましい事件は忘れることができない悲しい事件でした。この事件のような痛ましい事件は幸いにも大田原市ではまだ起きていませんが、本市のよいちメールや隣町のメールからも頻りに不審者情報が配信されています。いっどこで卑劣な犯罪者が子供たちや高齢者、また障

害のある弱い立場の市民を狙っていないとも限りません。先日受講した栃木県警の自主防犯パトロール隊青色防犯パトロール実施者講習や国際医療国大学小林雅彦教授の著書の中でも、犯罪防止にはより多くの人の目が効果的だと言われています。本市でも見守り隊や自主防犯パトロール隊、ボランティアのPTAが登下校の見守り、地域の民生委員、児童委員が高齢者や子供たちの見守り活動を積極的に行っていただいている、私も子供の母として大変ありがたく心強く感じています。

ただ、このような組織に所属していなかったり、既

に子育てを終えて学校とのかかわりが少なくなってしまう市民が無理なく取り組める見守り活動もより多くの目が犯罪の抑止力になるという観点から必要ではないかと考えるようになりました。内閣府の調査によると、10年で治安が悪くなったと思う人は調査対象者の84%にのぼり、多くの人が地域社会の連帯意識の希薄化をその理由に挙げています。

では、どうしたら多くの目で犯罪を防ぐことができるのでしょうか。

その希薄化しつつある連帯感を再び醸成し、一人一人が地域の安全を守っていく担い手になってもらう、市民全体で取り組める見守り活動が必要になってきているのではないのでしょうか。ながら見守り活動というのはご存じな方も多くいらっしゃると思います。ながら見守り活動とはその名のとおり犬の散歩や健康増進のためのウォーキング、夕飯の買い物などを地域の防犯を兼ねて行ってもらう活動です。子供たちの登下校時刻、特に犯罪事件の発生率の高い下校時刻を意識して、散歩や庭の水まきや草とりをしてもらうことで、市民全員が当番制やシフト制に縛られることなく無理なく参加でき、それによって多くの目で見守ることになり犯罪抑止力が高まるのではないかと考えております。また、このながら見守り活動の効果をより高めるために希望する市民にながら見守り活動中などと書いた共通の腕章や帽子をお配りして着用してもらうことによって、住民間の連帯意識や防犯意識がより一層醸成されてくるのではないのでしょうか。反対に犯罪者から見れば、どこを見ても見守り活動に参加している市民の腕章などが目につき犯罪行為に及ぶ率が下がることも大いに期待できることと思います。歩行者だけでなく公的機関の自動車やタクシー、宅配の車や自転車にステッカーを張ってもらい、より見守り活動をアピールすることによって、さらに効果が上がる我也想います。

以上のことから、市が市民全員に呼びかけで全員参加で行うながら見守り活動は、必要かつ効果的であると考えます。

質問事項（１）、市民全員で担うながら見守り活動の推進について伺います。

このながら見守り活動もできるだけ多くの市民に参加していただかなくては、効果が半減してしまいます。

もちろん市のホームページや広報、メールなどでPRや参加者を広めることも効果があると思いますが、地域の高齢者や子供たちのことをよく知っている民生委員、児童委員さんに日常生活の中で無理なく取り組める見守り活動があることを地域住民にお知らせしていただき、参加者をふやしていってもらう連携をとっていくのはいかがでしょうか。そう考えると、今後2042年にピークを迎える高齢者に寄り添い、少子化で子供が減少していく中、少ない子供たちを取り囲む環境、特に治安が悪くなってしまっている現状で、民生委員、児童委員さんの負担はより大きくなっていくと推測できると思います。

また、その大きな負担が理由で民生委員のなり手不足は全国的な深刻な課題です。民生委員さんの高齢化という課題も生じています。高齢者の増加に伴い、これまでの人数に加配措置を講じなければならぬことも起きてくるかとも思います。今よりも多くの担い手が必要になってくることでしょう。その担い手を確保するためには民生委員さんの負担軽減が必要ではないのでしょうか。確かに民生委員は国の制度であり総務大臣から委嘱されますが、実際活動されるのは住んでいる地域です。多くの市民が見守り活動に参加することによって、民生委員さんの負担軽減を図っていくことで、なり手不足の解消にもつながっていくのではないのでしょうか。

質問事項（２）、ながら見守り活動と民生委員、児童委員との連携協働と民生委員の負担軽減について伺います。

◆ 津久井富雄 市長 ◆

質問事項２、子供から高齢者までの全ての市民が互に見守り合う意識の醸成と協働についてのうち、（１）、市民全員で担うながら見守り活動の推進についてのご質問にお答えをいたします。

子供の見守りににつきましては、小池利雄議員の一般質問のお答えしておりますが、防犯ボランティアの方々を初め、スクールガードリーダー、PTAの方々など多くの皆様方のご協力により登下校時の立証や見守り活動が行われていることにより、児童生徒の事故防止が現在図られているところでございます。また、高齢者等を中心とした見守り活動といたしましては、安心生活見守り事業におきまして、市内12の全地域

で外からの見守り、声かけなどの見守り活動を展開しているところでもあります。本事業は、地域住民による見守り活動に加えて、地域での見守りの目をふやすため、地域に密着した事業者 140 社のご協力により日ごろの業務をしながら見守り活動にご協力をいただいております。

これらのことから各学校や地域においては見守り活動が定着してきていると考えております。今後も学校、家庭、地域、そして市民が一体となり議員ご指摘のように見守りにかかわれる体制を継続をし、子供から高齢者まで安心して生活ができるよう防犯対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ながら見守り活動と民生委員、児童委員との連携協働、負担軽減についてのご質問にお答えをいたします。

民生委員は、民生委員法第 1 条で社会奉仕の精神を持ち、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めると規定されております。また、同法第 14 条では、民生委員の職務が規定されており、日常的な支援、在宅福祉、健康、保健、医療、児童関係など高齢者から子供に関することまで幅広く相談を受けるなど地域の身近な相談役として活動をしていただいております。さらに、平成 21 年度から市内 12 地区の地域住民が主体となり発足をしました見守り隊の隊員として平常時からの安否確認など地域の支援者とともに高齢者等の見守り活動で連携協働をしております。そのほか地域の行事への参加やボランティア活動、各種調査や民生委員研修委員会等に出席するなど多種多様な活動がなされているところでございます。民生委員は地域の実情に詳しく身近な相談相手でありますので、行政側からいろいろな調査の協力依頼をしております。

そのため、民生委員の通常の職務に加えて、過度な負担をおかけしているものと思われま。賀茂は、民生委員本来の職務に負担がかからないよう十分に配慮をし、一層地域の身近な相談役として民生委員活動にご尽力いただける環境整備に努めてまいります。そして、一層進む高齢化社会に迎えて、全国的に問題となっている民生委員のなり手不足の解消にもつなげてまいりたいと考えております。

この課題につきまして、全てだと思っておりますけれども、基本的には自助、互助、共助という基本的には考

え方があろうと思います。ともすると共助に頼り、ともすると公助に頼り、自助という部分が誰かが救ってくれるはずだ、誰かがやってくれるはずだと、いわゆる依頼心が高まっていくところは非常に気をつけていかなければならない。みずからの人生はみずからがつくり上げていくというところにいろいろな人生の中には苦難、喜び、または闘っていかなければならないような逆境の、そういった時期があろうかと思いますが、そこで一番救うのはまさにみずからが救うというその強い意思をやはり一人一人に持っていただくということが必要だろうと思います。

私は非常に感銘したのは、下半身がなく、ベッドの上で企業をやって成功した方のニュースでしたか、ドキュメントでしたか、それを見せていただきました。アイサインで今のコンピューターに自分の目の動かし方を見て、自分で言葉を発信し、今の社会の中で生きていくことに自分自身が価値がある、そして自分の仕事をし多くの方々に喜びを与えている。あの放映を見たときには、なるほど、どんな逆境にあっても、人には自分がみずから進む道を見出して、進んでいこうという気持ち、これさえ忘れなければ幸せな人生観というものを持つことができるのだな、我々こう言っは大変差別な話になってしまうかもしれませんが、五体満足の体を持っていて、何不平不満があるだろうか、彼のあの生き方を見たときに私たちは多くのものを学び、そして力をいただいていく必要があるのではないかと。

まずは自助、みずからを助けていく、その気持ちがまず大事かなという感じがいたしてなりません。ぜひいろんな角度から皆様方とお話ができればと思います。

いい提言ありがとうございました。

◇ 印南典子 議員 ◇

市長、大変感銘を受けるお話をありがとうございました。また、民生委員の負担軽減については努力して下さるということですので、今民生委員をやられている方もほっとされていることと思ひますし、また民生委員やってみたいな、でも、大変そうなのだよなと思う人はそういった配慮を市がして下さるということであれば、ではみんなのために頑張っやってみようかという気持ちになる方もふえてくるのではないかと感じております。

もう余り再質問したくないのですけれども、ちょっとだけさせてください。

まずは、**ながら見守り活動との連携**で、前回は、

それから今も市の中でたくさん連携して見守り活動
やっているのだよというご説明を受けて理解はしており
ますけれども、健康ポイントプロジェクトの参加者を
このながら見守り活動に参加してもらうことによって、
多分一度に 1,000 人ぐらいの方がお散歩の時間を
下校時刻に合わせて散歩してもらうということで、個
の健康ポイントプロジェクトの推進にもつながります
し、見守り活動の増員にもなると思うのですけれども、
その点について伺います。

また、現在までの健康ポイントプロジェクト参加者
の人数をお伺いいたします。

◆ 岩井芳朗 保健福祉部長 ◆

お答えをいたします。

まず最初に、健康ポイントプロジェクト事業の参加者
のほうからちょっとお話をさせていただきたいと思います。

今現在参加をされている方につきましては、1,665
人ということでございます。

今のご質問の中で健康ポイント事業に参加されて
いる方も見守りに加わっていただけないかというよう
なご質問かと思はれますけれども、確かに約 1,700 人弱
の方が参加をされております。

その中ではやっぱりお勤めなんかをされている方も
おりますので、その下校時間に合わせてというのを
お願いするというのはなかなか難しい部分もござい
ます。中には、自由に歩ける時間をお持ちの方も
おられますので、そういった方々にそういう時間
の変更等が可能である方につきましては、無理の
ない範囲で、もともと本来の目的というのが自
分の健康づくりというのがまず第一の目的がそ
れでありますので、それに絡めてそういった形
で下校時に歩く時間を変更できる方につきましては
そういうふう呼びかけをして、一緒に見守り活
動に加わっていただくというか、見守りをし
ていただけるような形でご案内をさせていただ
いて、お願いをしたいというふうに考えてお
ります。

◇ 印南典子 議員 ◇

部長、今のご答弁で十分でございます。無理の
ない範囲で、まず第一の目的を優先にして、その
次に見守り活動にも参加してもらうということで
ぜひお声がけをお願いしたいと思います。

あと、(2) についての再質問なのですが、
今市長のほうから民生委員さんの負担を軽減

するようなご答弁をいただいたので、あえて聞か
なくてもいいかなとは思ったのですけれども、本
市の民生委員さんの平均年齢がおわかりでした
ら、教えていただきたいと思はれます。それから
もう一つ、平均在任期間がおわかりでしたらば、
教えていただきたいと思はれます。
よろしくお願ひします。

◆ 岩井芳朗 保健福祉部長 ◆

お答えをいたします。

平均年齢につきましては、64.8 歳ということで
ございます。平均在任期間につきましては 3.9 年
ということで、これは前回の 28 年 11 月 1 日に
改選がありましたので、その改選時期の数字とい
うことで、ご理解いただければと思はれます。
64.8 歳と 3.9 年というふうなことでござい
ます。

◇ 印南典子 議員 ◇

民生委員さんの平均年齢が 64.8 歳という
ことで、やはりもう少し若い方にも民生委員
さんになっていただけるような、そういう措
置といいますか、政策といいますか、そ
ういったものを進めていただければな
というふうに思はれます。多くの市民の方
が防犯意識を高め、地域の連携が深まり、
犯罪が少ない安心安全な大田原市が
実現されることを願って最後の質問に移
ります。

ちょっと寄り道

digression

プランターガーデン

de
クッキング①



おいしいアイデアを
チョットご紹介します!



ドライカレー
with ハイビスカス



プランター菜園の
植物達から
元気を貰ってます!



プランターガーデンの
ハイビスカス

アイデア次第で
「いつもの料理」が
「特別なご馳走」に
大変身!

高齢者世帯の将来の備えについて

◇ 印南典子 議員 ◇

大きな質問3、高齢者世帯の将来の備えについて。

今は元気である高齢者に「不安なことは何ですか」とお聞きすると、「もし寝たきりや認知症になったときに蓄えはそれほどないけれども、家があるのでその管理が心配」とか、「子供はいるけれども、離れて生活しているので、そうなったときに財産の管理を誰にお願いしていいかわからない」などといった心配をお聞きします。特にひとり暮らしの高齢者は不安が強いようです。

民法では成年後見制度があって、これは三類型があり、一番重い精神上的の障害で事理弁識能力を欠く状態に常にある人の後見を務める人を成年後見人、事理弁識能力が著しく不十分な者の補佐をする補佐人、一番軽度の事理弁識能力が不十分なものを補助する補助人制度があります。いずれも本人や家族、また地方公共団体の長が裁判所に申し立て、審判によって決定開始されます。

成年後見制度が何らかの精神障害が発症してから多くは本人の意思よりも家族などの意思で審判によって開始されるのとは違い、本人が正常な判断能力がある状態のときに公正証書によって本人が将来の財産管理や処分や保護を行ってほしい人を任意後見人を契約書で定め、公証役場で公正証書を作成して、契約を締結することによって、委任契約が成立する任意後見制度がございます。

私が伺った高齢者の方はほとんどの方が成年後見制度のことは知っていましたが、ご家族を含め任意後見制度を知っていた方は一人もおりませんでした。そして、そのような契約法があるなら詳しく知りたいとか、検討してみたいというご意見を多く聞かせていただきました。正常な判断ができるときに自分で身内と一緒に話あい、将来のことを自分で決めたいからだそうです。

また、高齢者施設に勤めている社会福祉士さんに「任意後見契約について本人やご家族に聞かれたり、ご説明をしたことがありますか」と聞いたところ一度もないとの回答でした。恐らくこういう契約制度があること自体を知らないのではないのでしょうか。

今後元気な高齢者がふえていく中で任意後見制度の需要や必要性は高まっていくのではないかと思います。

ます。法律で定められた成年後見制度と違い、個人間の公正証書で締結される任意後見制度ですが、今後迎える超高齢社会を見据えて、市の担当課での相談体制を構築したり、サポート体制を準備する必要があるのではないかと思います。

また、任意後見制度についての周知や啓発を行い、知りたい方のニーズに応える必要もあろうかと感じております。

また、この任意後見制度を利用することによって、空き家になるものの管理や処分をあらかじめ委任されている任意後見人が決められることによって、ふえ続ける空き家が放置されることなく利用できるということもメリットもあると思います。

質問事項（1）、本市の任意後見制度活用の現状と今後のサポート体制について伺います。

◆ 岩井芳朗 保健福祉部長 ◆

質問事項の3、高齢者世帯の将来の備えについて、（1）、本市の任意後見制度活用の現状と今後のサポート体制についてのご質問にお答えをいたします。

高齢化会社の進展に伴い、独居、高齢者世帯は増加しており、介護や生活面の手配である身上監護及び財産管理に対する支援の必要性が高まり、成年後見制度の利用促進が求められております。成年後見制度には任意後見制度と法定後見制度があります。任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに将来判断能力が不十分になった場合に備えてあらかじめみずから選んだ代理人に自分の生活、療養看護、あるいは財産管理に対する事務について代理権を与える権利、任意後見契約を公証役場で公証人の作成する公正証書で結んでおくというものであります。

市の取り組みといたしましては、成年後見制度に関する相談窓口は高齢者幸福課内にある基幹型支援センター及び市内3カ所にある各地域包括支援センターで対応しており、高齢者の総合相談に応じる体制を整えております。また、広く制度の周知を図ることを目的に「高齢者の権利を守ります」というパンフレットを配付し、それらを活用しながら啓発活

動も行っているところであります。

今後も民生委員児童委員協議会連合会や大田原市ケアマネージャー連絡協議会等の研修会等で成年後見制度について理解を深め、広く周知を図りながら利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◇ 印南典子 議員 ◇

今後も成年後見制度の周知に努めてくださるということですので、よろしくお願いいたします。特に任意後見制度のほうは知っている方がまだ少ないので、そちらのほうの周知や啓発などを積極的に行って、知りたい人のニーズに応じていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

今NHK大河ドラマの主人公西郷どんこと西郷隆盛は、本市とも西郷神社に祭られている弟の西郷従道ということで少なからずご縁があるということです。その西郷さんの残した有名な言葉があります。

敬天愛人、中国の古典でも登場する言葉とする節もあるようですが、日本ではあの西郷どんの言葉として敬天愛人を座右の名にする経営者も少なくはありません。天を敬い、人を慈しみ愛すという意味だと思えます。

歴史にもしもはないけれども、もしも今ここに西郷さんがいたなら、敬天愛人、そちらもよろしいです。

敬人愛人の治政を模索できるのではないですかと聞いてみたいです。天を敬うように、人を、お互いを敬い、大切に慈しむ政治、多くの市民がそんな安心できる環境で幸福度の高い暮らしを送ることができるように切に願い、私の全ての質問を終わります。

ありがとうございました。

お知らせ

9月3日(月) ~ 9月18日(火)

大田原市議会平成30年第3回定例会

お時間のとれる方は是非傍聴にお越しください。

大田原市ウェブサイトにて、

ネットで生中継、録画をご覧ください。



議会生中継のご案内URL:

<http://www.city.ohawara.tochigi.jp/gikai/docs/2015070900196/>

【ご案内】9月定例会 いんなみのりこ 一般質問事項

1. 高齢者の特性を踏まえた健康長寿施策について

- (1) 高齢者の心身が低下する「フレイル」の兆候を見逃さないための本市の取り組みについて伺います
- (2) 今後の「フレイル」対策と関係機関との連携・協力及び推進について伺います

2. 私有空き地の管理指導及び空き家の有効利用について

- (1) 過去3年間の空き地・空き家の推移について伺います
- (2) 本市が行なっている空き地・空き家対策について伺います
- (3) 今後の空き地の管理指導及び空き家の有効利用について伺います

お時間のとれる方は是非傍聴にお越しください!

ちょっと寄り道 digression

プランターガーデン
de
クッキング②



素揚げにすると
とても色鮮やか!



プランター菜園の
夏野菜たち



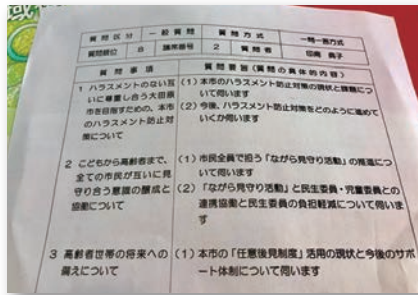
野菜の素揚げがメインの
トンカツになりました!

彩りが加わると
見た目も栄養も
ワンランクUP!

活動記録・アルバム



6月大田原市議会定例会



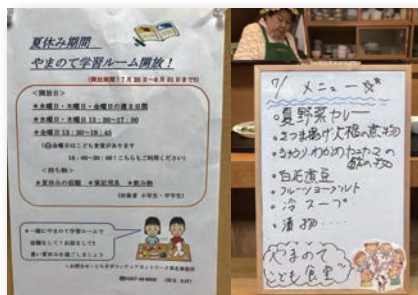
6月定例会 一般質問



大田原市議会全員協議



消防団操法大会来賓



やまのてこども食堂



やまのてこども食堂



高齢者介護施設「こころ」夏まつり



くろばね夏まつり



荒町観音堂夏季大祭



那須野芸人祭り



大田原与一まつり



国土交通省・法務省・農水省・迎賓館 を視察

2018年8月25日 発行



いんなみのりこと共に歩む会

いんなみのりこと共に歩む会会長 二見令子
 事務所：大田原市町島200-39
 TEL：080-5697-8581
<http://innami-noriko.info/>

